

税関申告書記載規範の改正

2018年6月21日に税関から「中華人民共和国税関輸入出貨物申告記載規範」の公告について改正され、税関申告書類の書式が2018年8月1日から変更になります。

通関申告書に記載すべき内容

事前入力番号、税関番号、国内荷受人及び荷送人、備案番号、運送方法、運送機関の名称及び運行番号、消費使用単位/生産販売単位、徴税免税性質、包装種類、標記・荷印及び注釈、項目番号、商品名称及び規格番号、国内仕向け地/国内仕出し地、申告単位等の欄に記載を要求し相応の調整及び改定を行う。

追加記載項目

新たに「国外荷受人及び荷送人」、「貨物保管地点」「啓運港」「輸入口岸/輸出口岸」「自己申告及び自己納税」の記載事項が増えました。

国外荷受人及び荷送人（境外收发货人）

国外荷受人は、通常は輸出貿易契約を締結かつ執行する買主或いは契約に定める指定荷受人を指す。

国外荷送人は、通常は輸入貿易契約を締結かつ執行する売主を指す。

英文名称及び番号を記載する。

貨物保管地点（货物存放地点）

輸入後に保管する場所及び地点を記載する。

啓運港（启运港）

輸入貨物が我国に輸入される前の最初の国外積載港を記載する。

輸入口岸/輸出口岸（入境口岸/ 离境口岸）*口岸とは税関、出入国管理、検疫施設等をいう。

輸入口岸は輸入貨物が運輸機関から降ろされた最初の国内口岸の中国語名称及び番号を記載する。

輸出口岸は輸出貨物が中国を離れる運輸機関に積載された最初の国内口岸の中国語名称及び番号を記載する。

自己主申告及び自己納税（自报自缴）

輸出入企業、単位が「自己申告、自己納税」方式で税関申告を採用したときは、「是」と記載し、異なるときは「否」と記載する。

用語の改正と記載内容

改正により使用される用語が以下のように変更されています。

西 山 会 計 事 務 所
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

変更前	変更後（記載内容）
收发货人	境内收发货人（国内荷受人及び荷送人）
进口口岸/出口口岸	进境关别/出境关别（貨物が実際に輸出入した口岸）
装货港/指运港	经停港（輸入貨物が我国に輸入直前の最後の国外積載港） 指运港（輸出貨物の国外最終目的港）
随附单证	随附单证及编号（附属单証及び番号）

個人所得税の改正案

課税方法の改正

現行の個人所得税は11種類の所得区分ごとに税率を適用し個人所得税を計算しますが、改正案では、給与所得、労務報酬所得、原稿所得、特許権使用費所得等の4つの労働性所得（以下、総合所得という）を合算し統一の超過累進税率を適用して個人所得税が計算されます。

給与所得の計算に用いられている基本控除額3,500人民元/月は、総合所得の計算において5,000人民元/月に増加されます。

中国国内に住所がなく且つ中国国内で取得する給与所得の納税人と中国国内に住所を有し且つ中国国外で取得する給与所得の納税人は統一適用し、追加控除費用1,300人民元（4,800人民元 - 3,500人民元）は、廃止される予定です。

超過累進税率の改正

現行の超過累進税率は3%から45%の7つに区分されていますが、基本的に30%以上の税率区分は変更せず、3%~20%の税率の適用範囲に減税効果が出るように税率の区分が改正される予定です。

追加控除

子女教育支出、継続教育支出、高額かつ長期間の医療支出、住宅ローン及び支払い家賃等、人民の生活に密接に関連する専門付加控除を設け、また基本養老保険や基本医療保険、失業保険、住宅積立金等も継続して控除することを明確になる予定です。

居住者・非居住者

非居住者の判定基準を1年から183日に変更し、183日以上居住する場合は居住者とみなす改正予定です。

所得計算期間

現行の給与所得の計算において月単位で課税所得を計算しています。改正案では居住者の場合は年単位で合計所得金額を計算し、非居住者の場合は、月単位或いは回数単位での所得金額の計算する予定です。